

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年6月1日 現在)

【入院基本料に関する事項】

当院は、一般病棟入院基本料10:1(急性期一般入院料4)の届出を行っています。(日勤・夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員(看護師と准看護師)[うち7割以上は看護師]が看護を行っています。

(例) 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料を算定している病院の例
「当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです」

- ・ 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ちは数は6人以内です。
- ・ 夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

【入院診療計画書・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策及び栄養管理について】

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

【DPC対象病院について】

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

・医療機関別係数 1.3270

(内訳) 医療機関群Ⅲ基礎係数1.0451+激変緩和係数0.0+救急補正係数0.0269+機能評価係数Ⅰ0.1943+機能評価係数Ⅱ0.0607

【近畿厚生局長への届出事項】

当院は、上記のほか下記事項の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

1. 入院時の食事について

入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の基準を近畿厚生局長に届出し、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しています。

2. 基本診療料に係る事項

- | | | |
|------------------|----------------|---------------------|
| ●急性期一般入院料4 | ●機能強化加算 | ●救急医療管理加算 |
| ●診療録管理体制加算3 | ●看護職員処遇改善評価料48 | ●医師事務作業補助体制加算1 20:1 |
| ●療養環境加算 | ●医療安全対策加算1 | ●せん妄ハイリスク患者ケア加算 |
| ●感染対策向上加算1 | ●データ提出加算 | ●後発医薬品使用体制加算1 |
| ●地域包括ケア病棟入院料1 | ●患者サポート体制充実加算 | ●入退院支援加算1/入院時支援加算 |
| ●急性期看護補助体制加算50:1 | ●病棟薬剤業務実施加算1 | ●認知症ケア加算2 |

●協力対象施設入所者入院加算 ●夜間100対1急性期看護補助体制加算・夜間看護体制加算

3. 特掲診療料に係る事項

- | | | |
|---|-------------------|---------------------------|
| ●医療機器安全管理料1 | ●CT撮影及びMRI撮影 | ●心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ●運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | ●呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) | ●脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) |
| ●がん性疼痛緩和指導管理料 | ●外来腫瘍化学療法診療料1 | ●検体検査管理加算(Ⅰ) ●検体検査管理加算(Ⅱ) |
| ●がん患者指導管理料 “イ・ロ” | ●薬剤管理指導料 | ●がん治療連携指導料 ●外来化学療法加算1 |
| ●救急搬送看護体制加算(2) | ●小児食物アレルギー負荷検査 | ●輸血管理料Ⅱ ●輸血適正使用加算 |
| ●下肢創傷処置管理料 | ●椎間板内酵素注入療法 | ●麻酔管理料(Ⅰ) ●ニコチン依存症管理料 |
| ●膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道) | | ●大動脈バルーンパンピング法(IABP法) |
| ●ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術 | | ●二次性骨折予防継続管理料1・2・3 |
| ●糖尿病透析予防指導管理料 | ●慢性腎臓病透析予防指導管理料 | ●下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| ●人工腎臓 ●導入期加算1 ●無菌製剤処理料 | | ●透析液水質確保加算(2)及び慢性維持透析濾過加算 |
| ●検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 | | ●保険医療機関間の連携による病理診断 |
| ●外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) | | ●入院ベースアップ評価料59 |
| ●別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院 | | ●在宅がん医療総合診療料 |
| ●在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 | | ●婦人科特定疾患治療管理料 |
| ●在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算 | | |
| ●在宅時医学総合管理料の注15(施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。)及び在宅がん医療総合診療料の注9規定する在宅医療情報連携 | | |
| ●医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術 | | |
| ○黄斑下手術等 | ○靱帯断裂形成手術等 | ○尿道形成手術等 |
| ○肝切除術等 | ○子宮付属器悪性腫瘍手術等 | ○内反足手術等 |
| ○経皮的冠動脈形成術 | ○経皮的冠動脈ステント留置術 | ○人工関節置換術 |
| ○ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術 | | ○胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術 |
| ●医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術 | | |
| ○胃瘻造設術 | | |

【明細書発行体制について】

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が

代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費(消費税込)の負担をお願いしています。

(1) 日常生活上のサービスに係る費用(1枚につき)

- ◆病衣 77円 ◆紙おむつ代 99円 (パンツタイプ 187円) (尿パット 55円)
- ◆T字帯 495円 ◆腹帯 275円

◆テレビは病院備え付けのものをご利用下さい。テレビカードは、1枚1,000円(100円で2時間視聴できます。)で、院内の自動販売機でお求め下さい。

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用(1通につき)

- ◆普通診断書 1,650円 ◆身障診断書 2,200円 ◆死亡診断書 3,300円
- ◆恩給診断書 3,300円 ◆自賠責診断書 3,300円 ◆その他文書証明 1,650円

(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

◆在宅医療に係る交通費 2km未満110円、2kmから10km未満1kmを超えるごとに110円加算、10km以上一律1,100円

(4) その他

- ◆死後処置料 10,868円 ◆松葉杖貸出保証金 3,300円 ◆画像提供料(CD-R) 1,100円
- ◆ねまき代 2,200円

【選定療養費に関する事項】

1. 特定療養環境の提供(差額室料)

当院では、患者様又はご家族が『特別室』を希望する場合に、その差額室料として、個室(シャワーなし) 5,500円、個室(シャワーつき) 7,700円を申し受けます。(部屋番号等は別紙掲載)ただし、当院の都合や、治療上の必要から当院がその部屋へ入院させた場合は除かれます。

2. 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性は低いが、患者様の事情により180日を超えて入院(難病患者等は除く。)する患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う看護等に係る料金として、1日につき下記の金額を徴収いたします。

・患者様負担料金 1日につき 1, 998円 平成18年4月1日以降

3. 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって、別に厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療については、以下の金額を患者様より徴収します。

脳血管疾患リハビリテーション(Ⅱ) 1単位につき 1, 000円

運動器リハビリテーション(Ⅰ)	1単位につき	1,700円
呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)	1単位につき	1,700円

4.多焦点眼内レンズを使用する白内障手術について
多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に下記の金額を患者様より徴収いたします。

多焦点眼内レンズの種類	金額
テクニス オデッセイ VB Simplicity モデル:DRN00V	231,000円
テクニス オデッセイ TVB Simplicity モデル:DRT150、DRT225、DRT300、DRT375	253,000円

【手術に関する事項】

平成16年厚生労働省告示50号により該当する手術の実施件数は以下のとおりです。
令和6年1月1日から令和5年12月31日の間における手術の実施件数

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術	0件	エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
イ	黄斑下手手術等	3件	オ	経皮的カテーテル心筋焼却術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件			

区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	1件	オ	角膜移植手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件	カ	肝切除術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件			

区分3に分類される手術

ア	上顎洞形成術等	0件	オ	内反足手術等	0件
イ	上顎洞悪性腫瘍手術等	0件	カ	食道切除再建術等	0件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件	キ	同種死体腎移植術等	0件
エ	母指化手術等	0件			

区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	0件
----------------	----

その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	20件	経皮的冠動脈形成術	1.急性心筋梗塞に対するもの	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件		2.不安定狭心症に対するもの	0件
ペースメーカー移植術およびペースメーカー交換術	0件		3.その他のもの	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを含む)	0件	経皮的冠動脈粥腫切除術 及び経皮的冠動脈ステン	1.急性心筋梗塞に対するもの	0件
			2.不安定狭心症に対するもの	0件

及び対外循環を要する手術		ト留置術	3.その他のもの	0件
--------------	--	------	----------	----

胃瘻増設術	8件
-------	----